

大阪府日本万国博覧会記念公園条例（案）の概要

■条例制定の背景等

- 日本万国博覧会記念公園（以下「日本万博記念公園」という。※別図概要参照）は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）が管理運営していますが、国は、独立行政法人改革の一環として万博機構の廃止方針を決定し、平成 25 年 5 月には「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律」が公布されました。
- 万博機構の解散により承継する府所有（予定）地と国所有（予定）地を大阪府が日本万博記念公園として一体で管理していくため、条例を制定するものです。
- 府民の貴重な財産である日本万博記念公園を緑に包まれた文化公園として維持・管理し、多くの方が親しむことができる公園としていきます。また、自然の森を再生する取り組みや日本庭園など、日本万博記念公園の歴史、理念を次世代に伝えていくとともに、地域の活性化につながる取り組みを進めていきます。

■条例（案）の概要

○目的

人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を日本万博記念公園として一体で管理し、緑に包まれた文化公園として運営すること及び都市魅力の創出を図ることを目的とします。

○大阪府立万国博覧会記念公園

現在、日本万博記念公園において、自然文化園や日本庭園、スポーツ・レクリエーションゾーンなど広く一般の利用に供されている区域について、「大阪府立万国博覧会記念公園」（公の施設。以下「万博公園」という。）として位置づけ、良好に管理していきます。

○入園料、使用料等

万博公園を良好に管理運営するため、自然文化園の入園料、スポーツ・レクリエーション施設の使用料、駐車料金などを定めます。

○行為の許可・禁止

万博公園を多くの方が利用できるとともに、緑を良好に維持できるよう、一部の行為について許可事項・禁止事項を定めます。

【許可が必要な主な項目】

- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催
- ・ ロケーション又は業としての写真撮影
- ・ 有料施設の使用

【禁止する主な項目】

- ・ 植物の伐採・採取、動物の捕獲、殺傷
- ・ たき火
- ・ 指定された場所以外の車両の乗り入れ

○監督処分・過料の設定、利用の禁止又は制限

行為の許可・禁止が遵守されるよう、原状回復命令や許可の取消し、過料（5 万円以下）について定めます。災害時等に、公園の利用を禁止し、制限することがあります。

○附属機関

新たに設置する日本万国博覧会記念公園運営審議会に、日本万博記念公園の管理運営について意見を聴くこととします。

■条例施行予定日 規則で定める日

<別図> 日本万博記念公園の概要



- | | |
|-------|--|
| ○総面積 | 約 258ha |
| ○主な施設 | 日本庭園
自然文化園
・お祭り広場、各緑地広場・太陽の塔
・花の丘・EXPO' 70 バビリオン
・自然観察学習館
野球場 テニスコート 万博記念競技場 など |